

個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

1.当社は、個人信用情報機関およびその加盟会員(当社を含む。)による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第23条第1項に基づくお客様の同意をいただいております。

(1)当社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、当社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。)のために利用すること。

(2)下記の個人情報(その履歴を含む。)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。

登録情報	登録期間	
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人を特定するための情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約金額、契約日、完済予定年月等の契約の内容およびその返済状況(延滞、延滞解消等の事実を含む。)	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内
当社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	宣告日または決定日から7年間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から1年間
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)		契約継続中および契約終了後5年以内
債権譲渡の事実に係る情報		当該事実の発生日から1年以内

	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー
本契約に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年

当社が加盟する保証会社が加盟する株式会社シー・アイ・シーに登録する情報は、以下のとおりです。

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。

契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報等。

利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等。

(3)当社は、当社が加盟する全国銀行個人信用情報センターにおいて、下記のとおり個人情報保護法第23条第4項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

①共同利用される個人データの項目

官報に掲載された情報(氏名、住所、破産等の旨、日付等)

②共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および一般社団法人全国銀行協会

(注)全国銀行個人信用情報センターは一般社団法人全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア.一般社団法人全国銀行協会の正会員

イ.上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ.政府関係金融機関またはこれに準じるもの

エ.信用保証協会法(昭和28年8A10日法律第196号)に基づいて設立された信用保証協会

オ.個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの

③利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

④個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国銀行協会

(4)上記のほか、上記の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(5)上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社ではできません。)

①当社が加盟する個人信用情報機関

・全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

TEL03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

・株式会社日本信用情報機構

<http://wNvw.jicc.co.jp>

TEL0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

- ・株式会社シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

TEL0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

②全国銀行個人信用情報センターと提携する個人信用情報機関

- ・株式会社日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp/>

TEL0570-055-955

主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関

- ・(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

TEL0120-810-414

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

③株式会社日本信用情報機構と提携する個人信用情報機関

- ・全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

TEL03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

- ・株式会社シー・アイ・シー

<http://wurw.cic.co.jp>

TEL0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

④株式会社シー・アイ・シーと提携する個人信用情報機関

- ・全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

TEL03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

- ・株式会社日本信用情報機構

<http://wsvsv.jicc.co.jp>

TEL0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

以上